

森林認証取得の経緯と効果等について（取得後3年間をふり返って）

網走西部森林管理署

太田 尚哉

1. 課題を取り上げた背景

網走西部流域では、平成16年に紋別市の林業事業体が森林認証とCOC認証を取得したことを皮切りに地域での認証取得の動きが活発化し、この動きを受けて網走西部流域森林・林業活性化協議会において流域林業活性化の起爆剤とすべく流域全体の取り組みに発展したことから、流域内で約50%の森林面積を占める国有林への森林認証取得の要請がされました。そこで地域の要請に応える形で平成19年12月に森林認証を取得しました。その後3年が経過し現在までに流域においては活性化協議会を中心に森林認証に係る各種取組みが実施されており、国有林では認証取得時の指摘事項に対応する取組みが実施されています。

網走西部流域国有林の概況

林野面積

網走西部流域
約38万ha
うち国有林
約19万ha



網走西部流域国有林の森林認証取得

□ 地域からの要請に応え、網走西部流域国有林全域約19万haについて、SGEC森林認証をモデル的に取得。

(有効期限は2007年12月～
2012年12月の5年間)



2. 取組みの経過

国有林で実施している管理経営が認証基準を満たすものとして認証を受けましたが、審査の際に弱点5項目、懸念1項目の指摘を受けたことにより、認証取得後は森林認証を継続するためにこの指摘に対応するための取組みを実施してきています。

審査における指摘事項

- 弱点1 対象森林の希少種をリストアップし、その保護対策を定め、実施する必要がある。
- 弱点2 レッドデータブックをもとに、ガイドブックを作成し、職員等に配布し、研修等で定着させる必要がある。
- 弱点3 絶滅の恐れのある野生生物種の保護について、職員等に対する教育・訓練を継続実施に努めること。
- 弱点4 生物多様性保全等新たな取組みは緒についたところであり、今後、継続した教育・訓練が必要である。
- 弱点5 チェックシステム、生態系モニタリングを着実に実施すること。
- 懸念1 自然維持タイプや国土保全タイプの森林が全体の34%、65,048ha区分されていることから、ここに言う重要な構成要素については、これら機能分類区分に含まれ、保全されるものと考えるが、重要な要素についての調査が臨まれる。

(1) 平成20年度の取組み

平成20年度は、管内の森林に成育・生息する可能性のある希少種をリストアップした希少種リストの作成と希少種の識別方法を含む希少種ガイドブックの作成及び事業実施に伴う森林の変化を把握するための生態系モニタリング調査内容の検討と事業の事前事後チェックリストの作成に取組みました。

A) 平成20年度の主な取組み

A-1) 希少種リストの作成とガイドブックの作成

希少種をリストアップした希少種リストの作成
希少種の識別方法を含む希少種ガイドブックの作成



希少種リスト及び希少種ガイドブックの作成

A) 平成20年度の主な取組み

A-2) 事業の事前・事後のチェックリストの作成

事業実施に伴う森林の変化を把握するために、事業の事前・事後チェックリストを作成



事業の事前・事後チェックリストの作成

(2) 平成21年度の取組み

平成21年度は、前年度に作成した希少種リストや生態系モニタリング調査の検討のうえ決定した調査内容等などの資料を活用し、職員及び請負事業体を対象とした森林管理勉強会や請負事業体研修会の開催と生態系モニタリング調査、事業の事前事後チェックを実施しました。

B) 平成21年度の主な取組み

B-1) 森林管理勉強会、請負事業体研修会の開催

- ・ H21. 10. 9 網走西部森林管理署、西紋別支署の森林官等職員を対象に森林管理勉強会を実施
- ・ 生態系モニタリング調査、事業の事前事後チェックリスト活用等
- ・ H21. 9. 30 網走西部流域内国有林で請負事業実行している事業体及び関係職員を対象に請負事業体研修会を実施
- ・ 希少野生生物リスト、ガイドブックの活用、クマガイ等保護対策、事業の事前事後チェック、事業実行上の留意事項



(職員対象の森林管理勉強会)



(請負事業体研修会)

森林管理勉強会及び請負事業体研修会の開催

B) 平成21年度の主な取組み

B-2) 生態系モニタリング調査の実施

- ・ 生態系モニタリングは森林認証の基準等により実施が必要
網走西部流域国有林の施業実行(予定)地から特徴的あるいは代表的な箇所を選定し実施
- ・ 調査内容は森林調査及び動物調査とし、その他のモニタリング調査、日常的な希少野生動植物の把握による結果も活用
- ・ 現地の森林官等によるモニタリング調査(写真撮影含む)

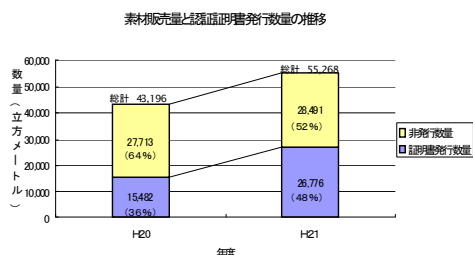


生態系モニタリング調査及び事業の事前・事後チェックの実施

- (2) 国有林の認証取得により国有林材は認証材となることから、地域において増加しているCOC認証事業者に対する認証材の販売量も増加しており、地域における認証材の安定供給に貢献しています。

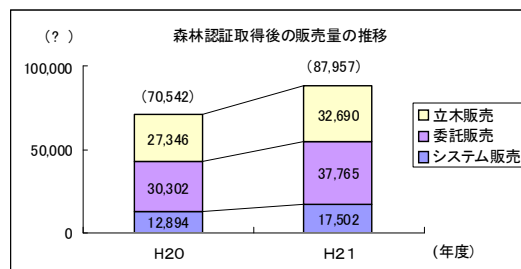
実行結果2-① 認証材の証明書発行数量の推移

国有林材の素材販売において、COC認定事業者からの求めに応じて認証材であることを証明するために発行している認証素材証明書の発行数量は平成20年度15千m³から平成21年度には27千m³に増加



実行結果2-② 認証材の安定供給

国有林が森林認証を取得したことにより、国有林材は認証材となることから地域における認証材の安定的な供給に貢献



※立木販売には、補償料等は含まない。
立木販売の数量は立木ベース。

- (3) 認証取得時の指摘への対応を行うことにより、森林認証に対する職員等の意識が向上し森林の適正な管理の一層の推進や事業の適切な実行につながっています。
- (4) 独立した第三者機関が一定の基準等を基にした審査を経て認証を受けていることにより、国有林が取組んでいる持続可能な森林経営について、対外的にも客観的かつ説得力を持って証明できることにもつながっています。

4. 考察

認証取得時からこれまで3年間の取組みとその成果を踏まえて、今後の取組みについて考察し、以下の取組みの実施や課題に対する検討が必要と考えています。

(1) 国有林の管理経営における今後の取組み

- ① 認証取得の際の弱点指摘に対応して取組んできた勉強会、研修会の継続開催による職員等の知見の向上や事業の事前・事後チェックリストによるチェックの継続実施
- ② 平成22年の管理審査を踏まえた生態系モニタリング調査の充実と水辺林関係の状況整理
- ③ 認証材の安定的・計画的な供給と低コスト高効率作業システムの拡大による素材生産の低コスト化の推進
- ④ バイオマス資源の有効活用の観点から、林地残材の販売等による認証材の需要拡大

(2) 地域での認証効果発現に向けた取組み・課題

地域林業活性化に対し国有林が果たす役割として

- ① 網走西部流域森林・林業活性化協議会で取組んでいる「森林認証」と「品質」のダブルブランド戦略の推進について、認証森林を管理経営する供給者として認証材の安定供給により貢献する取組みが必要です。
- ② 平成19年に国有林・道有林が森林認証を取得したことにより国内最大の認証エリアとなったことで、周辺民有林への森林所有者への認証取得の働きかけが活発となり、認証森林も増加

していることから、今後、認証材需要に対応していくための認証林所有者間の連携による情報提供の仕組みづくりの取組みが必要です。

- ③ 最終消費者までの認証座製品の流れが拡大する容認商材製品の流通状況の把握と今後の需要拡大に向けた方策の検討が必要です。
- ④ 認証取得効果についてこれを定量的に分析し、成果を目に見える形にしていくことが今後の認証普及にとって重要です。
- ⑤ これらと併せ、森林認証制度の取組みの目的である認証材製品の選択的な購買を促すための、森林認証制度に係る最終消費者の認知度を向上させるためのPRも重要な課題となっています。